

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和8年度貝塚市市民意識調査にかかる調査業務

## 2 業務目的

本業務は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市内在住の15歳以上を対象とした市民アンケートを実施し、市政に対する市民の意識やニーズ等を把握・分析するとともに、今後の各種施策の立案及び評価等の基礎資料を作成することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 調査の概要

- ①調査区域 貝塚市全域
- ②調査対象 貝塚市在住の満15歳以上の者
- ③調査対象者数 2,000人
- ④目標回答数 1,200件程度
- ⑤抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ⑥調査方法 WEBフォームによる回答方式
- ⑦調査期間 10月中旬～12月中旬（予定）
- ⑧質問項目 別紙参照

（備考）

- ・本市が無作為に抽出した対象者に対し、アンケートフォームの二次元コードを印字した案内文等を発送し、Web上での回答を依頼する。
- ・対象者の抽出、アンケートフォームの作成・設定、案内文等の作成・印刷・発送及び回答の受付・管理は、本市が行うものとする。
- ・無作為抽出した対象者以外の市民についても回答できるものとし、本市ホームページ、SNS等を活用してアンケートへの回答を広く呼びかけるものとする。なお、無作為抽出した対象者以外の回答者を「一般回答者」という。
- ・無作為抽出した対象者からの回答及び一般回答者からの回答は、いずれも集計対象とし、両者を合算した全回答を基本として集計・分析を行うものとする。
- ・無作為抽出した対象者からの回答と一般回答者からの回答を区分して集計・分析できるものとする。

## 5 業務内容

### （1）アンケート調査関係

- ・受託者は、目標回答数1,200件程度の確保に向け、Web回答の利便性向上や周知方法等を含め、効果的な回答促進策を提案するものとする。

## (2) 集計・分析等

集計・分析については、無作為抽出対象者及び一般回答者を合算した全回答者を基本とし、それぞれの回答状況を区分して行うこととする。

- ・回答データは、本市から提供する。
- ・アンケート項目ごとの単純集計及び必要なクロス集計を行う。
- ・年齢、性別、居住地域等の属性を踏まえた分析を行う。
- ・調査結果を多角的に分析し、市民の意識やニーズ、傾向等を整理する。
- ・分析結果を踏まえ、今後の市政運営や施策立案等に活用できるよう、課題や特徴等を整理する。
- ・その他、本市が必要と認める集計・分析を行う。

## (3) 報告書の作成

- ・アンケート調査の集計・分析結果を取りまとめ、報告書を作成する。
- ・報告書には、調査概要、回答者の属性、設問ごとの集計結果、クロス集計結果、分析結果及び考察等を含むものとする。
- ・本市と協議の上、報告書の内容及び構成を決定する。

## (4) ポイント付与

- ・アンケート回答者のうち当選者を抽選により選定し、次のとおりつけさんポイントを付与するものとする。

①10,000円分：3人

②5,000円分：5人

③1,000円分：20人

④500円分：250人

合計278人(200,000円分)

- ・対象者の抽選、当選者の取りまとめ及びポイント付与に必要な情報の整理等を行うものとする。
- ・ポイントの付与については、本市が指定する事業者に依頼するものとし、受託者は、本市が指定する事業者への対象者ID情報の提供その他ポイント付与に必要な連絡・調整を行うものとする。
- ・ポイント付与に係る費用20万円分は委託料に含むものとし、受託者が本市の指定する事業者を支払うものとする。
- ・ポイントの付与状況について、本市が指定する事業者と確認を行い、付与対象者数、付与完了者数、未付与者数その他本市が必要と認める事項を取りまとめ、報告書等により本市へ報告するものとする。
- ・抽選方法及びポイント付与方法等については、本市と協議の上、決定するものとする。

# 6 成果品

## (1) アンケート調査結果報告書

製本版：100部(A4カラー・60ページ程度)

概要版：調査結果の概要をまとめたPDFデータ(A4カラー・広報用見開き)

点字版：20部

デジ版：50 枚

結果報告書の電子データ形式（Word、Excel及びPDF形式）

※電子データについては、本市ホームページへの掲載等に使用できる形式とする。

## （2）納品場所

貝塚市役所 総合政策部 魅力づくり推進課

## 7 資料の貸与

本業務の遂行に必要な場合、本市で所有している資料等で本業務に利用できるものは受託者に貸与する。なお、貸与された資料等については、受託者においてリストを作成のうえ本市に提出し、業務完了後は速やかに返還するとともに本市担当者の確認を受けるものとする。

## 8 著作物の使用等

- （1）受託者は、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとするときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受託者は、当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。
- （2）本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、本市は当該紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、受託者は、必要な範囲で訴訟上の対応を講じなければならない。

## 9 成果品の検査等及び著作権等の帰属

- （1）受託者は、本仕様書で成果品として指定された提出物一式を納品し、本市の成果品検査を受けること。
- （2）本市の成果品検査合格をもって業務の完了とする。なお、本市の成果品検査において修正を指示した箇所については、直ちに訂正すること。
- （3）業務完了後において、明らかに受託者の責めに帰すべき瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
- （4）受託者は、成果品（報告書、資料、議事録、履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得たときはこの限りでない。
- （5）本業務の実施に伴い作成された成果品等に係る著作権その他一切の権利は本市に帰属するものとする。

## 10 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令・規則等を遵守すること。

## 11 暴力団排除に関すること

受託者は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第10条に基づく誓約書を提出すること。

## 12 障害者差別解消に関すること

受託者は、本業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めること。

## 13 個人情報の保護及び秘密の保持

本業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を

侵害することのないよう、努めなければならない。

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本市の指示に従わなければならない。

#### 14 その他

本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、本市と受託者が協議の上、定めるものとする。また、本市は業務期間中、必要に応じて業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。